平成２４年（フ）第１２７８号
千葉県船橋市行田町354番地23　ガーデンハウス２番館106号
債務者　中里久美子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３１２号
千葉市中央区本町２丁目３番９号
債務者　竹内　彩乃（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３１４号
千葉県習志野市津田沼７丁目８番15―103号
債務者　松元　規証
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３３１号
千葉県船橋市薬円台２丁目11番５号　ウイ・スポーツ202号
債務者　廣瀬　和子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３３４号
千葉市緑区あすみが丘８丁目36番地12
債務者　大江　牧人
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３３７号
千葉県市川市北方町４丁目2008番地４　市営住宅北方第二団地Ｃ棟305号
債務者　小久保絵美
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３６７号
千葉県市原市根田814番地２　テンダーパレス201号室
債務者　野上　隆光
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３９９号
千葉県市原市千種３丁目１番地４
債務者　小澤　貴晃
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４１３号
千葉市稲毛区稲毛東６丁目５番16号　ビューシティＩＮＡＧＥ313号
債務者　高橋　秀雄
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２７号
千葉市稲毛区天台１丁目６番21号　市営住宅天台団地104号
債務者　櫻　　忠義
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２４４号
長野県須坂市大字米持610番地１　サンパティークＡ101
債務者　山岸　賢一
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
三重県名張市梅が丘北３番町43番地、前住所愛知県名古屋市緑区浦里５丁目164番地４
債務者　小野　　保
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第２号
三重県名張市梅が丘北３番町43番地、前住所愛知県名古屋市緑区浦里５丁目164番地４
債務者　小野　美和
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第２０１号
滋賀県蒲生郡竜王町大字山中923番地106
債務者　原田　美穂
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第５４５号
兵庫県姫路市青山南１丁目３番８―401号県公営住宅青山団地８号棟
債務者　井口　雅文
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１４号
兵庫県姫路市花田町上原田29番地１　レオパレス小深田106、住民票上の住所兵庫県加古川市尾上町池田454番地の29
債務者　中野　康枝
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４１５号
奈良県大和郡山市箕山町６番17号
債務者　今村　久信
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
奈良地方裁判所